

# 官民境界明示図の作成及び提出資料について

令和3年4月1日改定  
西宮市土木調査課境界明示チーム

※重要事項ですので、よく読んでおいて下さい。

## 1. 図面作成

### ■ 図面サイズ

- 明示箇所が1枚に収まるようなサイズ
- なるべくA2サイズまでに収める。

### ■ 図面タイトル

- 明示図面の<sup>上欄</sup>に申請地所在・図面名「官民境界明示図」を記載

### ■ 図面縮尺

- 1/100,1/200,1/250,1/500で、図面サイズに合うように適宜決める。
- 図面内に縮尺を記載

### ■ 位置図

- 申請地を着色

### ■ 公図

- 申請地、及び隣接地・対側地を含む法務局備付公図を必要に応じ合成して記載
- 転写年月日、転写元、転写者の資格・氏名を記載
- 法務局備付公図に道路・水路等の着色がある場合は、公図を着色する。

### ■ 平面図

- 方位を記載
- 縮尺を記載
- 境界点・引照点・基準点・器械点を記載
- 官民境界線を赤実線で表示
  - ・ 対側同意が必要な場合の対側線の表示は、“提出書類”の項目を参照
- 道路区域線・水路管理線を赤破線で表示
- 明示する官民境界線・道路区域線・水路管理線（点）以外の民々境界線（点）も記載（お願い）
- 「申請地」「官民境界線」「道路区域線」「水路管理線」を赤字で記載
  - ・ 「道路」「水路」の種別は記載しないで下さい。
- 申請地番・隣接地番・境界点番号・点間距離を黒字で記載
- 横断面番号を記載
- 境界点間距離を「単位m、小数第2位止め（小数第3位切捨て）」で表示
- 境界点から引照点までの距離を「単位はm、小数第2位止め（小数第3位切捨て）」で表示
  - ・ 平面図上に表示して煩雑になる場合は別表で可
- 明示箇所が煩雑になる場合は詳細図を記載

### ■ 横断面図

- 縮尺を記載
- 明示する境界線から対側の構造物ラインまでの全幅と、側溝・アスファルトなどの各構造物ごとの割付幅を記載
- 官民境界線を赤実線で表示
- 道路区域線・水路管理線を赤破線で表示
- 「申請地」「官民境界線」「道路区域線」「水路管理線」を赤字で記載
- 距離は「単位はm、小数第2位止め（小数第3位切捨て）」で表示

### ■ 引照点

- 明示する境界点1点当り、2点以上の引照点で拘束
- 境界点から引照点までの距離は概ね10m以内で、障害物がなく見通せる位置に設置
- 対側にある堅固なコンクリート構造物上に鋸を設置
- 鋸の代わりに既設境界点標識の使用も可
- アスファルト上の鋸設置は不可
- マンホール蓋・グレーチングの角などは使用不可

### ■ 境界点標識

- 民地側から民杭・民板・鋌等の標識を設置
- 道路台帳整備済み区域の場合
  - ・ 明示する官民境界線・道路区域線・水路管理線の折れ点には市杭・市板を設置
  - ・ 材料は市から支給可
  - ・ 官民境界線・道路区域線・水路管理線の折れ点以外で民々境界線（筆界線）が交わる場合は、交点には市杭・市板でなく民地側から標識を設置
- アスファルト上には鋌を設置

## ■ 座標値

- 座標リスト
  - ・ 境界点・引照点・基準点・器械点を記載
  - ・ 座標値を「単位はm、小数第3位止め（小数第4位四捨五入）」で表示
- 明示する官民境界線・道路区域線・水路管理線（点）以外の民々境界線（点）も座標リストに記載  
（お願い）

## ■ 座標系

- 街区基準点整備済み区域の場合
  - ・ 原則として街区基準点と関連付けた世界測地系を使用
    - ※ 基準点使用の要・不要については市から強制しませんので、法務局の通達・指導に従って下さい。  
（既知点までの距離によっては任意座標でも可）
  - ・ 3点以上の街区基準点・公共基準点（1～3級）・西宮市4級基準点を使用
    - ※ 公共測量作業規程（作業規定の準則）で定められている単路線方式を用いる場合における“両端の既知点2点＋方向角取付点1点＝計3点”を想定
    - ※ 基準点の使用について
      - ① 道路・公園等以外の施設内に立入る場合は、事前に施設の管理者に立入り日を連絡し承諾を得て下さい。
      - ② 基準点蓋を閉める際は、蓋が浮いていないことを確認して下さい。また、一時的に基準点を離れる場合も同様とします。
      - ③ 基準点の使用に当たっては基準点の取扱いに留意し保全に努めると共に、周辺を汚さないようにして下さい。
      - ④ 基準点標識及び立入り施設等に損傷を与えた場合は、申請者の責任において原形復旧して下さい。
      - ⑤ 測量完了後、基準点の使用結果・状況を報告して下さい。
        - ・ □使用した街区基準点・公共基準点に滅失・破損・変位・その他異常があったときは、「公共基準点使用報告書」により速やかに基準点管理者へ報告して下さい。

基準点管理者：西宮市土木調査課台帳整備チーム {TEL (0798)35-3675}

- ・ 明示申請書受付後であれば、街区基準点・公共基準点（1～3級）・西宮市4級基準点のデータを市から貸与可能（測量完了後に市へ返却）
- ・ 座標リスト欄の上に「世界測地系」と記載。街区補助点については平成30年10月30日付で廃止したため、街区補助点のみを使用した場合は「世界測地系」と記載しないでください。
- ・ 関連付けた街区基準点・公共基準点（1～3級）・西宮市4級基準点の座標値を座標リストに記載
- 街区基準点未整備区域については任意座標でも可
- “位置参照点”の取り扱いについて （お願い）
  - ・ GPS 測量を用いて設置した位置参照点も電子基準点を基にしており、法務局の通達においても認められているところですが、西宮市では街区基準点を基にした基準点網を用いて道路台帳図を作成していますので、明示でも出来るだけ街区基準点を使って測量して下さい。
  - ・ 位置参照点と街区基準点とでは基準点網が異なるので、両方を混在して使用しないで下さい。

## ■ 表題

- 申請地所在・図面名「官民境界明示図」・図面作成年月日を記載
- 代理人（図面作成者）の住所・電話番号・資格・氏名を記載し、職印を押印

## ■ その他

- 官民境界線・道路区域線・水路管理線の折れ点以外で、隣接地との民々境界線（筆界線）が交わる場合
  - ・ 民々境界線（筆界線）を越えた先の官民境界線・道路区域線・水路管理線の折れ点も明示し、点間距離・座標値を記載
  - ・ 越えた先の官民境界線・道路区域線・水路管理線の折れ点までの距離が長い場合は、途中を波線で省

略表示して可

- ・ 官民境界線・道路区域線・水路管理線と民々境界線（筆界線）との交点で180°表示

■ **図面の折り方**

- A4判縦の左綴折り（市で明示書の鏡を付けます。）
- 綴じ代を3～4cm程度空ける。

■ **図面作成部数**

- 道水路境界同意書
- 添付用に1部、図面のみ提出用に4部で、合計5部作成

■ **提出**

- ① 下図が出来ましたら、市担当者へ1部提出して下さい。（電子メールでの送付も可）
- ② 市担当者が下図をチェックしてから、訂正箇所等を御連絡します。
- ③ 訂正が終わりましたら、再度市担当者へ下図を提出して下さい。
- ④ 訂正後の下図を市担当者が再チェックします。
- ⑤ 問題がなければ、図面・同意書等を作成して下さい。

※ 軽微な訂正の場合は③④の再チェックを省略します。

■ **明示書交付**

- 明示書が出来上がれば交付担当者から御連絡します。
- 明示手数料として申請地1筆につき1500円分の西宮市収入証紙をお持ちください。
  - ・ 収入証紙は市役所本庁舎2階税務管理課前自動券売機（9:00～17:30）もしくは市役所本庁舎1階の市金庫（9:00～15:00）で販売しています。

## 2. 提出書類

### ■ 同意について

- 申請地所有者
  - ・ 申請地に接する道水路の官民境界線・道路区域線・水路管理線に関しての申請地所有者の同意
- 隣接同意
  - ・ 申請地に接する道水路の官民境界線・道路区域線・水路管理線が隣接地と接する点に関しての隣接地所有者の同意
- 対側同意
  - ・ 申請地に接する道水路の官民境界線の対側線に関しての対側地所有者の同意
  - ・ 対側同意の要・不要については市担当者が指示
- 地元自治会・水利組合等の同意
  - ・ 申請地に接する道水路の官民境界線・幅員に関しての地元自治会・水利組合等の同意
  - ・ 地元自治会・水利組合等の代表者に対して、現地立会に出席してもらうように求める。
  - ※ 出席を拒否された場合は、その旨を報告書にまとめて提出
  - ・ 地元自治会・水利組合等の現地立会と同意の要・不要については市担当者が指示

### ■ 道水路境界同意書

- 対側同意が必要な場合は、同意書添付用図面の平面図・横断面図に対側線を赤実線で表示し、「対側線」を赤字で記載
  - ・ 図面のみ提出用の4部には表示しない。
- 提出年月日を記載
- 申請地所有者全員
  - ・ 申請地の同意欄に署名、実印押印、添付図面との間で契印
- 隣接地・対側地所有者
  - ・ 隣接地の同意欄に署名、認印押印、添付図面との間で契印
  - ・ 所有者全員の同意が望ましいが、止むを得ない場合は持分で50%以上があれば可
- 地元自治会・水利組合等
  - ・ 地元自治会・水利組合等の代表者の署名、押印 {対側同意の欄に記入}、添付図面との間で契印
  - ・ 署名、押印が得られない場合は、地元自治会・水利組合等の代表者からの意見を聞き取り調査した経過・内容を報告書にまとめて提出（報告書に申請者の職印を押印）
- 土地（申請地・隣接地・対側地）所有者の住所・氏名は、住民票上の住所・氏名を記載（印鑑証明書記載の住所・氏名）
  - ・ 略字でなく、住民票・印鑑証明書に記載されている正式な文字で署名
- 隣接地・対側地所有者の同意を省略出来る場合
  - ・ 今回の明示と同時に隣接地との間で筆界確認書を締結し、その写しを提出する場合
  - ・ 民事裁判や筆界特定制度の手続きを行い、判決謄本や筆界特定書の写しを提出する場合
  - ・ 震災以降の既明示・筆界確認書がある場合
    - 平成7年1月17日の阪神・淡路大震災（兵庫県南部地震）発生以後の既明示・筆界確認書があり、明示・筆界確認書に設置した境界点標識が亡失・変位していない場合

### ■ 印鑑証明書・代表者事項証明書（申請地所有者が法人の場合）

- 申請地所有者の分
  - ・ 申請地所有者の印鑑証明書は、同意書提出年月日から遡って3ヶ月以内に発行されたもの。（不動産登記令第16条第3項に準ずる。）
  - ※ 原本でなく写しを提出する場合は、「この写しは原本と相違ないことを証明する。」等と記載し、代理人が署名して下さい。

### ■ 官民境界協定書の写し

- 隣接地が国道・県道・河川の場合は、管理者（国土交通省・兵庫県など）が交付した“官民境界協定書”の写しを提出
- 協定書の鏡（名称・交付者・交付年月日・交付番号が記載されているもの）も提出
- 西宮市の明示書を交付した後の提出でも可

### ■ 筆界確認書の写し

- 隣接地との間の筆界確認書で以って、隣接同意に代える場合

### ■ 民事裁判の判決謄本・筆界特定書の写し

- 判決謄本・筆界特定書で以って、隣接同意に代える場合

## ■ 現場状況写真

- 全景、及び境界点（遠景・近景）・引照点（遠景・近景）・基準点の標識が確認出来る写真を提出

## ■ 公共基準点使用報告書

- 基準点について滅失・破損・変位・その他異常があることを発見した時は、「公共基準点使用報告書」により速やかに基準点管理者へ報告

基準点管理者：西宮市土木調査課台帳整備チーム {TEL (0798)35-3675}

## ■ その他

- 一部明示について

- ・ 隣接地所有者の同意が得られないことによる、推定される民々境界線から控えた位置での一部明示は行っておりません。

※民事裁判や筆界特定制度等により民々境界線を画定させないと明示出来ません。

- ・ 申請地が表通りと裏通りの連続しない2面に分かれて道水路に接する場合は、片面のみでの一部明示は可能です。

- 明示書を交付するまでの間に申請地・隣接地を分筆・合筆して地番表示を変えたり、所有権移転して土地所有者名義を変える場合

- ・ 土地所有者・申請者を変更する場合は、変更申請書・委任状を再提出
- ・ 公図・合成公図・土地登記簿・土地調書・印鑑証明書などを追加提出

※ 原本でなく写しを提出する場合は、「この写しは原本と相違ないことを証明する。」等と記載し、代理人が署名して下さい。

- 申請取り下げについて

- ・ 申請書提出後で現地立会前に明示する必要がなくなった場合は、速やかに申請を取り下げて下さい。
- ・ 申請書を提出しただけで現地立会することなく1年を過ぎた場合は、申請を取り下げて下さい。
- ・ 申請を取り下げる時は、予め担当者へ連絡の上、取下げの署名または押印に来庁してください。担当者との現地立会後では申請書を返却出来ませんので御了承下さい。{保留扱いの公文書として登録済になっています。}

- 再申請について

- ・ 現地立会后、1年を過ぎても明示が成立しない場合で、引き続き明示する必要がある場合は、再度申請書（添付書類も新たに用意）を提出して下さい。

### 3. その他提出資料について

#### ■ 住所が異なる場合

- 転居に伴う旧住所から新住所への変更の場合
  - ・ 住民票・戸籍の附票・履歴事項全部証明書
- 住居表示実施に伴う旧字名から新住居表示への変更の場合
  - ・ 住居表示実施証明書
- 市町村合併に伴う旧市町村名から新市町村名への変更の場合
  - ・ 市町村合併証明書

#### ■ 名称が異なる場合

- 婚姻・改名などに伴う姓名の変更の場合
  - ・ 戸籍謄本・戸籍の附票
- 合併などに伴う社名の変更の場合
  - ・ 履歴事項全部証明書
- 売買・譲渡などに伴う所有者の変更の場合
  - ・ 不動産売買契約書

#### ■ 土地所有者が死亡していて、且つ相続登記をしていない場合

- 遺産分割協議書（相続登記をしていないが、遺産分割協議により相続人が確定している場合）
- 相続関係説明図
- 戸籍謄本
  - ・ 登記簿上の土地所有者とその配偶者・子が記載されている戸籍謄本  
登記簿上の土地所有者の死亡抹消を確認するため。  
全相続権利者の姓名・現本籍を確認するため。
  - ・ 配偶者・子を除籍している場合は、新たに作成した戸籍謄本  
全相続権利者の現姓名と現本籍を確認するため。
- 戸籍の附票・住民票〔住所・本籍記載〕
  - ・ 登記簿上の土地所有者の戸籍の附票  
登記簿に記載されている土地所有者の住所を確認するため。
  - ・ 全相続権利者の戸籍の附票・住民票  
全相続権利者の現本籍と、印鑑証明書に記載されている現住所を確認するため。

#### ※ 確認に当たっての注意点

- ① 土地登記簿に記載されている土地所有者（被相続人）の姓名や住所が、被相続人の戸籍謄本に記載されている姓名や戸籍の附票、又は住所及び本籍を記載した住民票の住所と一致するかを確認
- ② 被相続人の戸籍謄本で以って、土地所有者（被相続人）が死亡しているかを確認
- ③ 被相続人・相続人の戸籍謄本で以って、全相続権利者の繋がりを確認
  - ・ 相続人の中に既に死亡している人がいて、更に相続が発生しているかを確認
  - ・ 他に法定相続権利者がいないかを確認するため、繋がりのある全戸籍が必要
  - ・ 現在確認出来ている相続人が全てであるという先入観を持って、その人の戸籍謄本を用意するだけでは不十分
- ④ 全相続権利者が確定すれば、相続人の戸籍の附票、又は住所及び本籍を記載した住民票で以って、相続人の本籍と住所の繋がりを確認
- ⑤ 相続人の戸籍の附票、又は住所及び本籍を記載した住民票で以って、相続人の住所が印鑑証明書に記載されている住所と一致するかを確認

#### ■ 申請地の土地所有者が区分所有者（分譲マンション等）の場合

- 管理組合が区分所有法第 47 条による“管理組合法人”の場合
  - ・ 同意書には、管理組合法人の印を押印
  - ・ 管理組合法人の印鑑証明書・代表者事項証明書
- 管理組合が区分所有法第 47 条による“管理組合法人”でない場合

- ・ 同意書には区分所有者全員の押印が必要

■ 隣接地の土地所有者が区分所有者(所有権敷地権者)の場合

区分所有者全員の同意書に代えて下記による手続きも可とする。

- 管理組合が区分所有法第 47 条による“管理組合法人”の場合
  - ・ 管理組合法人の印を押印  
「管理組合法人の印鑑証明書・代表者事項証明書」又は「法人の登記事項証明書」を提出
- 管理組合法人でない場合
  - ・ 管理組合印又は理事長印を押印
  - ・ 直近の管理組合総会の議事録（議事録作成日、署名人の押印欄を含む。）の写し  
管理組合理事長の氏名と選出年月日が記載されている管理組合総会の議事録  
管理組合理事長の氏名と選出された年月日を確認するため。
  - ・ 管理組合規約の写し  
管理組合役員の役割分担や任期が記載された管理組合規約  
理事長が管理組合（区分所有者）を代表しているかどうかとその任期確認するため。  
※これらで以って、署名・押印する時点での代表者を確認出来る。

■ 土地所有者が契約行為を行うことが出来ない未成年者・被後見人・被保佐人・被補助人などの場合

親権者・後見人・保佐人・補助人の同意が必要

署名の上に“土地所有者の親権者”又は“後見人・保佐人・補助人”の肩書きを記載

- 戸籍謄本
  - ・ 登記簿上の土地所有者と、その親権者が記載されている戸籍謄本  
登記簿上の土地所有者が未成年者の子かどうか確認するため。  
親権者の姓名・現本籍を確認するため。
- 戸籍の附票・住民票 {住所・本籍記載}
  - ・ 登記簿上の土地所有者と、その親権者の住民票・戸籍の附票  
登記簿に記載されている土地所有者の住所を確認するため。  
親権者の現本籍と、印鑑証明書に記載されている現住所を確認するため。
- 後見登記事項証明書
  - ・ 登記簿上の土地所有者が被後見人・被保佐人・被補助人の場合は、法務局へ登記された後見人・保佐人・補助人であることの証明書

## 4. 道路内民地について

市が管理する道路内に申請地の一部が存在する場合は、道路内民地の寄付、又は使用貸借契約をお願いします。

### ■ 寄付について

- 寄付手続きに必要な書類は後日お渡ししますので、必要事項を記入の上、提出して下さい。
- 寄付手続きに必要な書類
  - ・ 道・水路敷寄付申込書
  - ・ 登記承諾書
  - ・ 登記原因証明情報
  - ・ 添付書類
    - ◎ 位置図
    - ◎ 字限図
    - ◎ 地積測量図
    - ◎ 平面図
    - ◎ 横断図
    - ◎ 全部事項証明書（登記簿謄本）
    - ◎ 印鑑証明書
    - ◎ 代表者事項証明書（土地所有者が法人の場合）
  - ・ 書類は各1部提出して下さい。
- 登記簿に記載された所有者の住所と印鑑証明書に記載された住所は、整合するようして下さい。
- 申請地のうち道路内民地の部分を分筆し、抵当権・地上権などの所有権以外の権利があれば抹消しておいて下さい。
- 寄付手続き完了後、寄付した部分の土地に掛かる固定資産税等の減免手続きは市が行います。

### ■ 使用貸借契約について

- 申請地のうち使用貸借する範囲の分筆は不要です。
- 申請地に抵当権が掛かっても使用貸借契約は可能ですが、その他の地上権・地役権・賃借権等が設定されていれば各々の権利者の承諾が必要となります。
- 使用貸借契約手続きの流れ
  - ① 現地立会時に使用貸借する範囲（道路区域線のライン）を確認します。
  - ② 道路区域線の折れ点に区域板を設置して下さい。区域板は市担当者から支給します。
  - ③ 明示用に作成する部数とは別に、契約手続きに必要な図面を3部作成しておいて下さい。
    - ・ 作成前に市担当者が下図をチェックします。
  - ④ 市担当者より使用貸借契約書の様式を2通お渡しします。
  - ⑤ 作成して頂いた図面のうち2部を、契約書2通に各々添付して下さい。
  - ⑥ 契約書2通に土地所有者が署名・押印（実印）し、添付図面と契約書とで割り印を押印して下さい。
  - ⑦ 契約書2通と残りの図面1部を市へ提出して下さい。
    - ・ 明示関係の提出書類と一緒に提出して下さい。
  - ⑧ 契約書2通に市長印を押印し、契約年月日を記入して、うち1通を明示書と一緒にお渡しします。
    - ・ 契約書は大切に保管しておいて下さい。
  - ⑨ 契約完了後、契約した部分の土地に掛かる固定資産税等の減免手続きは市が行います。
- 契約手続きに必要な図面の作成方法
  - ・ 申請地のうち道路内民地の部分を求積した図面です。
  - ・ 求積範囲は、官民境界線・道路区域線・隣接地との間の民々境界線で囲まれた部分となります。
  - ・ 明示用の図面に求積表を追加した上で、明示用図面と共用して頂いて構いません。
  - ・ 求積範囲が複数の筆に跨る場合は、筆別に求積して下さい。
  - ・ 面積を「単位㎡、小数第2位止め（小数第3位切捨て）」で表示して下さい。
  - ・ 平面図の求積範囲を赤色で着色して下さい。
  - ・ A4判縦の左綴じで折って下さい。
  - ・ 明示用に作成する部数とは別に、使用貸借契約用に3部作成して下さい。
- 土地所有者の署名・押印
  - ・ 土地所有者の住所・氏名は、住民票上の住所・氏名（印鑑証明書記載の住所・氏名）を記載して下さい。

さい。

- ・ 略字でなく、住民票・印鑑証明書に記載されている正式な文字で署名して下さい。
  - ・ 土地所有者が多数で署名欄に入り切らない場合は、別紙に署名・押印した上で別紙と契約書とで割り印を押印して下さい。
  - ・ 契約年月日は市で記入するので空けておいて下さい。
  - ・ 契約書の表裏の上部空欄に捨て印を押印して下さい。
  - ・ 押印・割り印・捨て印は実印を押印して下さい。
  - ・ 印鑑証明書・代表者事項証明書等の書類については、明示において提出して頂く書類と兼用出来ません。(但し、明示において印鑑証明書・代表者事項証明書の原本でなく写しを提出する場合は、契約手続き用に追加でもう1部写しを提出して下さい。)
- その他
- ・ 明示書交付時の申請地所有者と契約するので、明示書を交付するまでの間に申請地を分筆・合筆して地番表示を変えたり、所有権移転して土地所有者名義を変えたりする場合は市へ申し出て下さい。

■ 固定資産税等の減免について

- 減免をする期間は、寄付手続き、又は使用貸借手続きが完了した日以降で、最初に到来する市税納付日からとなります。
- 市税納付日や具体的な減免金額について御質問がある場合は、  
西宮市資産税課 {TEL (0798)35-3266} へお問い合わせ下さい。

■ 寄付手続きや使用貸借契約手続きについての御質問がある場合は、

西宮市土木調査課調査・管理チーム {TEL (0798)35-3685} へお問い合わせ下さい。

## 公共基準点使用報告書

年 月 日

西宮市長殿

住所 \_\_\_\_\_  
 代理人 氏名 \_\_\_\_\_  
 担当者 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_  
 FAX \_\_\_\_\_

次の通り西宮市公共基準点の使用結果・状況を報告します。

使用目的	道水路境界明示		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)		
測量地域 (住居表示番号)	西宮市 町 丁目 番 号 付近		
使用した 公共基準点	No.	No.	No.
	No.	No.	No.
	No.	No.	No.
	No.	No.	No.
	No.	No.	No.
	No.	No.	No.
	No.	No.	No.
使用結果	亡失、き損、変位、その他異常があれば状況を記載して下さい。		
	No.	亡失・き損・変位・その他異常 ( )	
	No.	亡失・き損・変位・その他異常 ( )	
	No.	亡失・き損・変位・その他異常 ( )	
	No.	亡失・き損・変位・その他異常 ( )	
	No.	亡失・き損・変位・その他異常 ( )	
	No.	亡失・き損・変位・その他異常 ( )	
	No.	亡失・き損・変位・その他異常 ( )	
	No.	亡失・き損・変位・その他異常 ( )	
	No.	亡失・き損・変位・その他異常 ( )	
	No.	亡失・き損・変位・その他異常 ( )	
	No.	亡失・き損・変位・その他異常 ( )	
	No.	亡失・き損・変位・その他異常 ( )	
備考	※使用した街区基準点・公共基準点に亡失、き損、変位、その他異常があったときは、速やかに西宮市土木調査課台帳整備チームへ報告して下さい。		
明示申請書受付番号 (市で記入)	年度 西土調明第 号 年 月 日		